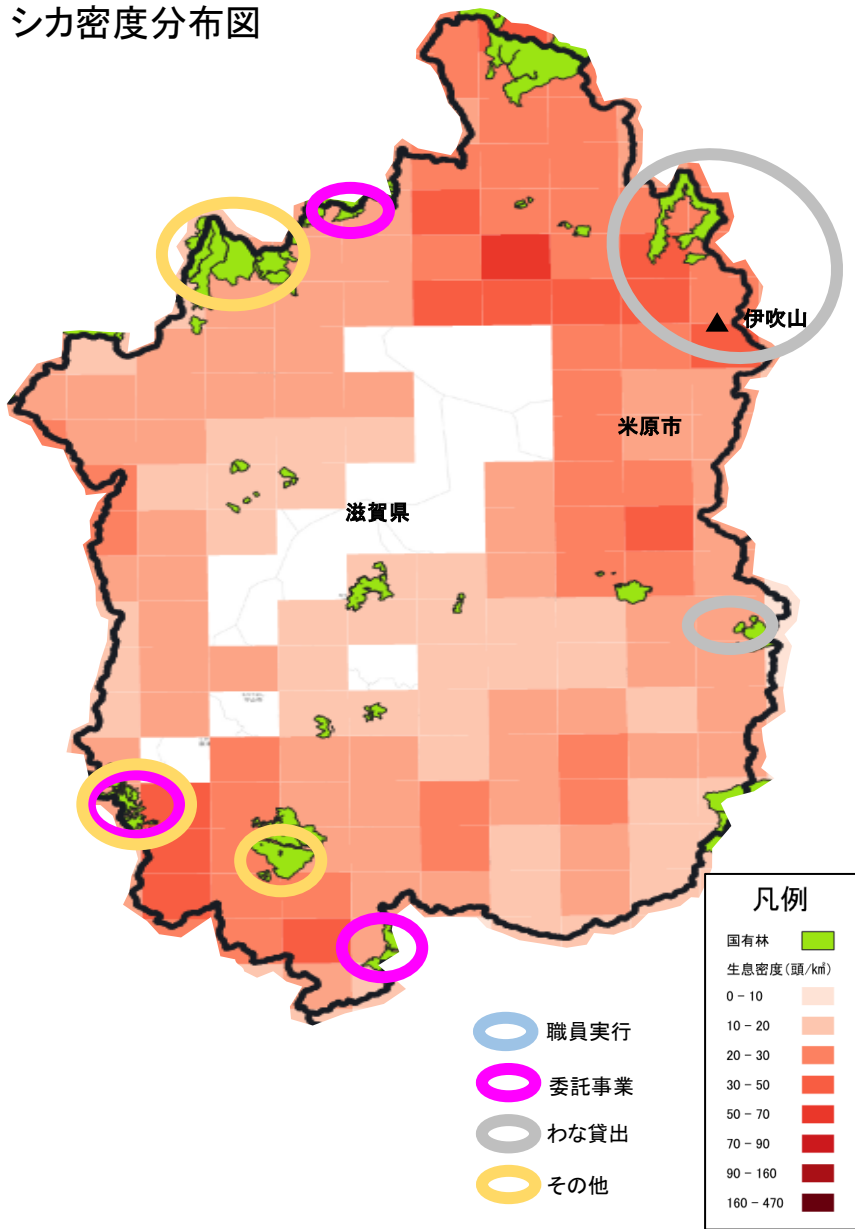


シカ密度分布図



滋賀森林管理署

管内の状況(R7年6月時点)

- 管内の状況(推計生息数、生息密度、被害状況、捕獲状況等)
滋賀県内の推計生息数は4.2万頭(令和元年度)。生息密度の推定指標となる糞塊密度の状況は、湖南西部と湖北地域の上昇が著しく、その他の地域は横ばいまたは緩やかに上昇している。農作物被害はピーク時から減少しているが、森林においては下層植生の衰退がみられる。捕獲頭数は、平成12年度以降増加し近年1.6万頭で推移している。
- 被害状況
管内国有林では、近年、大津市、甲賀市、米原市、鈴鹿山系(東近江市)でシカ生息確認が多く、造林木や下層植生の被害がみられる。
- 取組状況
米原市と協定を締結し、囲いわなによるシカ捕獲を奥伊吹国有林及びその周辺伊吹山において実施。東近江市では滋賀県と協定を締結し、鈴鹿山系の奥山でのシカ捕獲事業(指定管理捕獲等事業)を実施。大津市、甲賀市の国有林では捕獲事業(委託)を実施。(R7年度は高島市も含めて引き続き実施予定。)また、大津市、高島市内の国有林では市の有害捕獲事業を実施。
- 成果
大津市や甲賀市では継続的に捕獲を実施している。令和5年度では捕獲数が落ち着いたものの、植生の回復には至っておらず継続的な捕獲が必要。また、大津市の国有林での捕獲委託事業での捕獲頭数が前年より18頭増加し、大津市で行われている有害捕獲事業の国有林内での捕獲頭数が前年より17頭増加した。
- 課題
協定、委託事業とも捕獲効率のさらなる向上を図る。

【出典】

ニホンジカ密度分布図(環境省:2022)をもとに近畿中国森林管理局作成
(環境省HP:「本州以南におけるニホンジカの密度分布図(令和4年度当初)の作成について」)
URL: https://www.env.go.jp/press/press_02936.html

協定

協定相手方	締結時期	開始年度	協定期間	更新の有無	更新期間	協定の主な内容	捕獲実績
米原市、米原市鳥獣被害防止対策協議会	R4.4.4 (R4に3者協定)	H30	R5.4.1～R6.3.31	有	R8年度まで自動更新	捕獲場所の提供、ワナ等貸出(囲いわな(カウンターゲートシステム含む))	有
滋賀県	R3.7.21	R3	R5.4.1～R6.3.31	有	R7年度まで自動更新	捕獲場所の提供(立ち木を用いた囲いわな)	有 (R3捕獲なし・R6未実施)
大津市	R3.4.27	R3	R5.4.1～R6.3.31	有	毎年度自動更新	捕獲場所の提供	有

協議会

参画協議会等の名称	主な構成機関	協議会等の主催者(中心)
米原市鳥獣被害防止対策協議会	米原市、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、猟友会米原支部、各地区自治会長、農業者代表、森林管理署	米原市経済環境部 林務課
大津市有害鳥獣被害対策協議会	猟友会各支部、農業委員会、農業協同組合、森林組合、水産振興対策協議会、農業共済組合、農業農村振興事務所、森林整備事務所、農林水産課鳥獣害対策室、森林管理署	大津市農林水産課 鳥獣害対策室

捕獲頭数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員実行									
委託事業	60	67	70	36	0	92	132	60	80
わな貸出	5	9	0	0	7	9	28	26	25
その他							44	158	147
計(イノシシ)	65	76	70	36	7	101(2)	204(8)	238(6)	252(36)

委託事業

		R2	R3	R4	R5	R6
別所外	目標(捕獲頭数)	—	30(81)	40(42)	40(23)	40(41)
西大切	目標(捕獲頭数)	—	5(11)	—	—	—
三郷山	目標(捕獲頭数)			45(90)	40(37)	40(39)

協定等

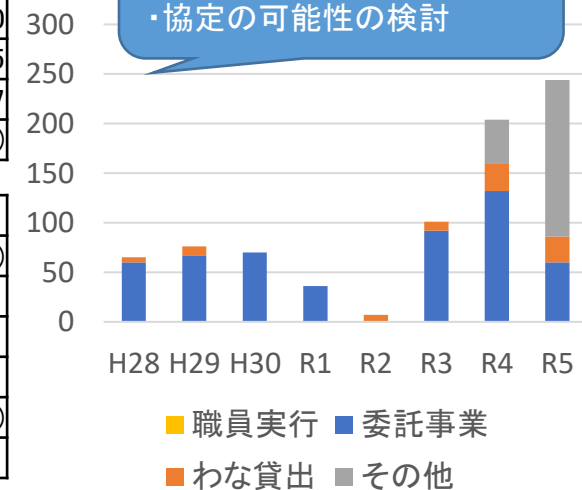
捕獲頭数	R1	R2	R3	R4	R5	R6
米原市ほか	-	-	9	10	8	9
滋賀県	-	-	0	18	18	-
有害捕獲(高島市)	-	-	-	44	113	83
有害捕獲(大津市)	-	-	-	-	45	62

その他

・米原市(協定)での貸与している囲い罠の設置・撤去作業を市の職員と一緒に設置作業を行った。

MEMO

- ・委託事業の継続的な実施
- ・協定の可能性の検討



第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

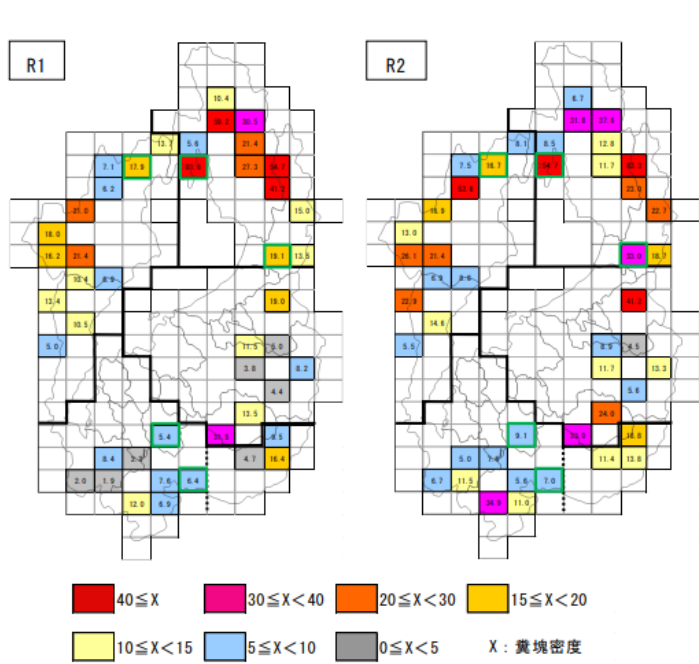


図 11 令和 2 年度メッシュ別糞塊密度 (平成 18 年度, 平成 28~令和 2 年度)

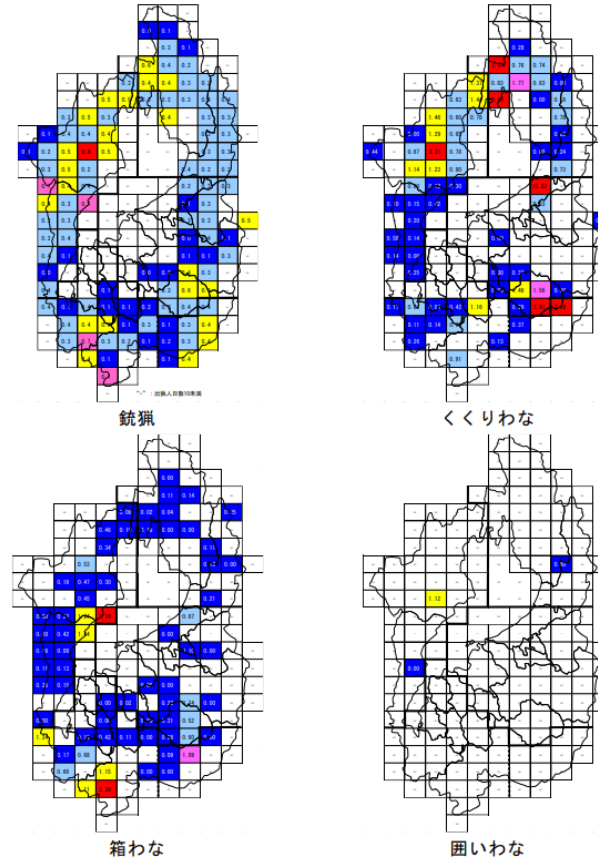
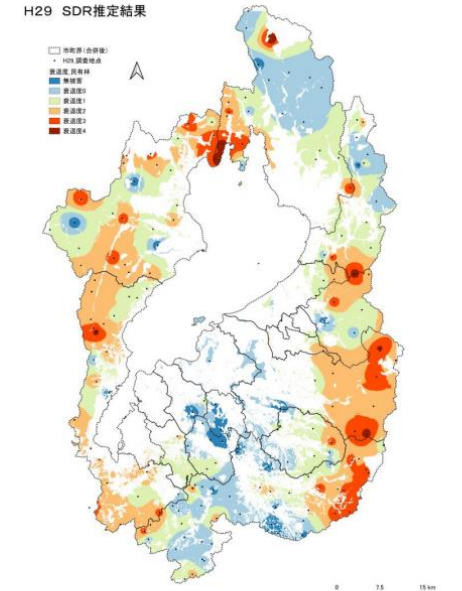


図 13 狩猟方法別平均 CPUE の分布 (平成 29~令和元年度)
※出猟カレンダー調査データを基に作成



下層植生衰退度の区分
無被害：シカの食痕が全く確認されなかった林分
表速度 0：シカの食痕がある林分のうち、低木層の植被率が 75.5%以上の林分
表速度 1：低木層の植被率 75.5%未満 38%以上のシカの食痕あり林分
表速度 2：低木層の植被率 38%未満 18%以上のシカの食痕あり林分
表速度 3：低木層の植被率 18%未満 9%以上のシカの食痕あり林分
表速度 4：低木層の植被率 9%未満のシカの食痕あり林分
※低木層とは樹高 1~3m植物の被覆度

図 36 滋賀県における下層植生衰退度別 (SDR 別) 落葉広葉樹の推定分布 (平成 29 年度)
※滋賀県森林政策課 (2018) より。藤木 (2012), 藤木 (2017) も参照。

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

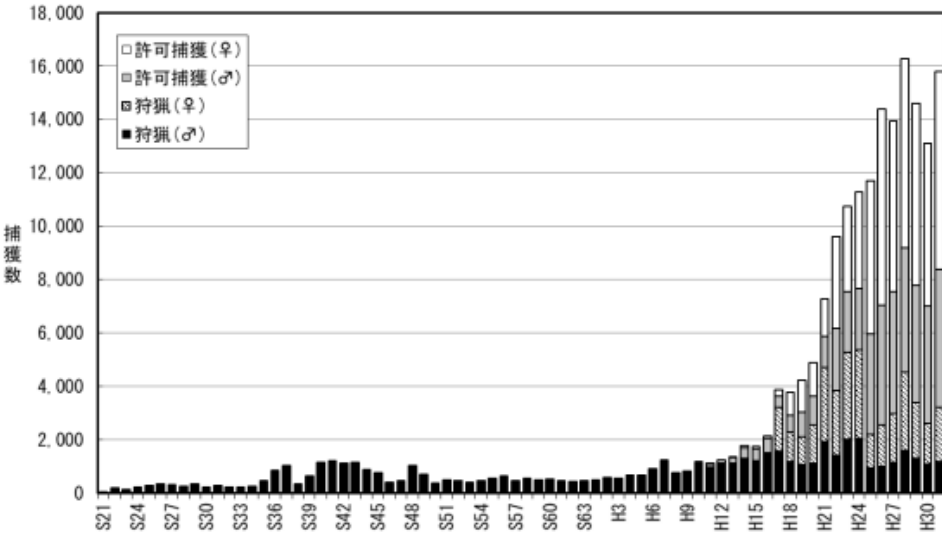


図 14 滋賀県におけるシカ捕獲数の変化

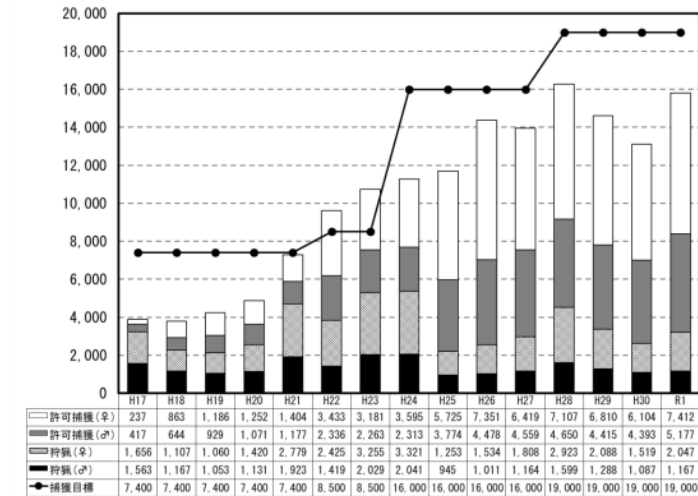


図 15 滋賀県における狩猟・許可捕獲別シカ捕獲数の変化(平成17~令和元年度)

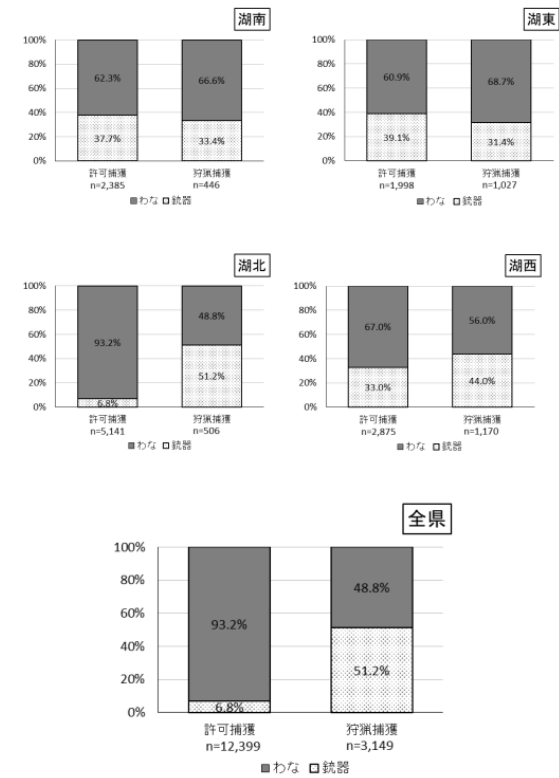


図 17 各管理地域の捕獲手法別捕獲数の割合(令和元年度)

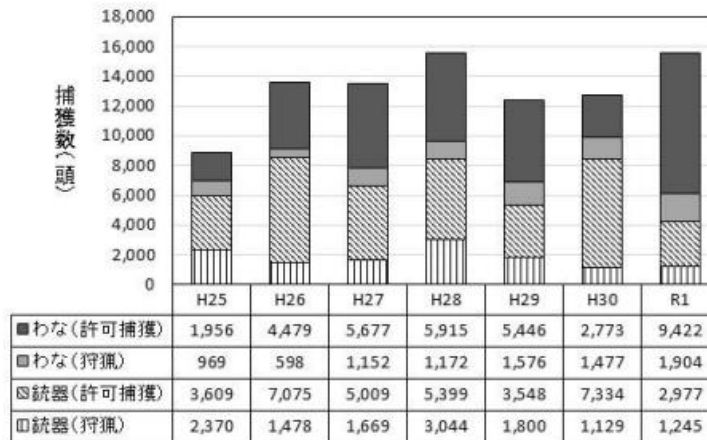


図 16 捕獲手法別捕獲数(平成25~令和元年度)

滋賀県 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

7. 数の調整に関する事項

(1) 目標達成のための具体的な施策

シカの推定生息数を、平成 25 年度(2013 年度)の中央値で 57,050 頭(90%信用区間 49,747~66,348 頭)から、令和 5 年度(2023 年度)時点での半減を目標とする。その達成が困難な場合においても、できるだけ早期に半減させるという管理の目標を掲げる。

そのためには、初期にできるだけ多く捕獲することが重要となる。推定生息数の減少を確かなものとするため、狩猟捕獲や、本計画に基づく有害捕獲等による捕獲を引き続き、積極的に行うこととする。そのため、狩猟に関する規制緩和を更に行うとともに、捕獲全体の捕獲率¹⁴を、以下のとおり設定する。

① 年間捕獲目標頭数

地域	R4	R5	R6	R7	R8
湖北地域	6,102	4,949	4,037	3,315	2,737
湖東地域	3,844	3,059	2,446	1,964	1,581
湖西地域	2,648	2,314	2,028	1,781	1,569
湖南地域・東部	585	506	439	381	332
湖南地域・西部	1,209	1,011	848	711	598
合計	14,388	11,839	9,798	8,152	6,817
年度毎の捕獲目標	15,000	13,000	10,000	9,000	7,000
(うち成獣メスの捕獲目標*60%)	9,000	7,800	6,000	5,400	4,200

② 狩猟による銃捕獲での捕獲頭数制限の撤廃

『1人1日あたりの銃による捕獲頭数の上限をオス、メスとも無制限とする。』

農林業被害を軽減することが第一義である本計画において、狩猟捕獲に期待されることは、加害個体となる個体の排除である。そのため一定数の狩猟捕獲を期待したいところである。しかしながら、これまでの狩猟における銃捕獲の場合の頭数制限はそれを妨げる可能性があるため、この頭数制限を見直し、狩猟による銃捕獲であっても上限を設けないこととする。

③ 狩猟期間の延長

『狩猟による捕獲を推進するため狩猟期間を、引き続き 11月1日から3月15日までとする。』

第2次特定計画では、シカの狩猟期間を 11月15日から3月15日までとしていたが、捕獲圧をさらに高めるため、第3次特定計画では、狩猟の開始日を前倒しし、11月1日から3月15日までとすることで、狩猟による捕獲を推進することとした。第4次特定計画においても継続して同期間を延長し、狩猟による捕獲圧が最大限働くように図る。なお、一般入山者等に対し狩猟期間の拡大にかかる注意喚起を行うとともに、狩猟者に対しても安全な狩猟の徹底を啓発するなど安全対策に努める。

指定管理鳥獣捕獲等事業

令和7年度では、米原市伊吹山及び大津市蓬萊山での捕獲を予定しており、鈴鹿山系竜ヶ岳周辺区域を三重県と連携して捕獲を進めていくこととなっている。